

方面本部機動警察隊の交通乗車服記章の統一運用について

平成24年3月23日

道本交企第6587号

(装合同)

/ 警察本部各部、所属の長 / 警察学校長 / 各方面本部長 / 各警察署長 / あて
これまで、函館方面本部函館機動警察隊、旭川方面本部旭川機動警察隊、釧路方面本
部釧路機動警察隊及び釧路方面本部十勝機動警察隊（以下「方面本部機動警察隊」とい
う。）の交通乗車服記章については、当該所属において定めて運用していたものである
が、運用面等について見直しを行い、方面本部機動警察隊（高速道路交通警察隊は除
く。）の交通乗車服記章については、警察本部交通部交通機動隊の交通乗車服記章を準
用して統一運用することとしたので、適正な運用に努められたい。

記

- 1 運用開始年月日
平成24年4月1日
- 2 運用所属
方面本部機動警察隊（高速道路交通警察隊は除く。）
- 3 運用交通乗車服記章
附図のとおり

附図省略